

「占有マニユファクチャ」の性格に関する一考察

阿 部 重 雄

序 問 題 の 所 在

私はさきに「十八世紀中葉、ロシア農民層の分解」という論文で、ロシアにおける発展の地域的類型化を避け、主として「モスクワ周辺の皇室領を中心として」考察し、そこでも農民層の「資本主義的兩極分解」と、それに対抗する形態としての「封建的・寄生的分解」の二つの途が同時的可能性として存在し、前者の途は農村における「モグリのマニユファクチャ」と、二重の意味における「自由な労働力」に体現されながら、新しい生産関係を形成する方向にむかって行くのに対して、後者の途は、特権に依拠し、むしろ前者の分解を抑制しながら、同時にまた、絶対主義支持の勢力を形成したこと述べた。而してこの二つの途の対立は、十九世紀に入ると益々激化するのであるが、ここで視点を変えて、ロシアにおける資本主義発生の系譜を辿つて見ると、レーニンは資本制マニユファクチャの発生に關して、二つの途、即ち

「相当数の労働者をもつ仕事場が次第に分業をとり入れて」下から資本制マニユファクチャに成長し、転化してゆく場合と、商業資本が所謂上からの途を通つて資本制マニユファクチャを作り出す場合とがあることを述べている。このうち前者の途は、ロシアの場合徐々ではあつても、農民層の資本制的分解から発して、相互につながつてくることが理解されるのだが、後者の途は、工業部門に関する限り、所謂「農奴制マニユファクチャ」から直接にはつながつて来ない。つまり農奴制マニユファクチャが資本制マニユファクチャに転化するためには、絶対主義国家によつて保証される諸特権から經營自体が離脱し、そして又、そこに働いていたる農民乃至労働者が、少なくとも人格的に解放されなければならない。換言するならば農奴制体制の全般的廢止がどうしても必要なようと思われる。

私は本稿では、特権商人のマニユファクチャ經營を中心として、この問題について、いさゝか考察してみたい。この

場合私は、十八世紀から十九世紀前半にかけて、広く軽工業部門においても、またウラルの金属工業、鉱山業などにおいても、大企業的生産の基本的な形態として存続した占有マニユーファクチュア (possessionary Manufactury) ⁽³⁾ に考察を限定して、その性格を究明しながら、それがロシアの資本主義発展に対して如何なる関係に立つか、考え方よどと思ふ。

蓋し、ロシアのマニユーファクチュアの發展を考える場合、十八世紀中葉から次第に展開されてくる農村的マニユーファクチュアによつて、事実上の資本制的マニユーファクチュアが体現され、成長していくことはじうまでもないが、一般にベートル時代から飛躍的に發展していく所謂「農奴制マニユーファクチュア」については、その後進的性格のみを追求し、例えば、十九世紀のウラルの鉱工業は、農奴制の故に停滞したこととのみ強調して、ウラルの工場主たちが所有した土地の役割乃至は意義などを深く考えてみようとした。しかしながら、他方では、例えば、ストルーミリノ (S. Strumilin) 等のように、マニユーファクチュア及び大企業内で起つた新しい生産諸力の集積とじう面のみを強調して、当時の支配的な生産關係の役割乃至は過小評価するのも、そこにこそ該社會の特殊性乃至至りが反映されてゐるとすれば、大きな危険と誤謬を惹き起す。これらの点は、最近ソヴェト史學界においても非常に反省されており、我々もこゝに大きな関心をもつてゐるのである。

例えば、ウラルの鉱工業について見ても、それが農奴制の故に停滞してしまつたことも確かに事實なのであるが、その反面こゝでも同時に農奴制を下から掘り崩すような力乃至現象が、その胎内から徐々に生れて来てゐることも看過出来ない。換言すれば資本制マニユーファクチュアが並行的に發展して、農奴制マニユーファクチュアをやがて駆逐するばかりではなくて、占有マニユーファクチュア自体の中でも、行きすまりとその克服の相剋が見られ、一八六一年の農奴解放をまたとして、農奴制經濟の頽廃と危機を深めて行つてゐる。そしてその危機を速早く克服し、企業の再編成に成功した企業家のみが次の時代に生きのびてゆくこと、再編成を完了したもののが、レーニンのじう「上からの資本主義化の途」につながること、この意味において占有マニユーファクチュアさえ、マルクスが述べてゐるように、「歴史的にも、論理的にも資本主義發生の貢献」となりえたことを明らかにしたのである。

註

(1) 摘稿「十八世紀中葉、ロシア農民層の分解についての一考察——特に、モスクワ周辺皇室領を中心として」(社会経済史学、第一〇卷、第三号掲載)

(2) Lenin, V. I., Razvitiye Kapitalizma v Rossii, 1952, str. 329—330. 邦訳、ソ連、ソ連に於ける資本主義の發展 (岩波文庫出版、下巻、七二—七三頁)

(3) リヤンチンコ「ロシア経済史」白揚社版の部著、東鏡太郎

氏は、「特許マニュファクチャ」と「公認を受けておらぬる。但し、西欧における所謂「特權マニュファクチャ」とは、いろんな点で相違するに違はずかである。

(4) Lenin, tam zhe, str. 419 (邦訳、岩波文庫旧版、下巻、二〇六頁)

(5) 十八・九世紀の農奴制工業の研究は甚いで、余り多くはない。ソヴェト史学界では、十八世紀のロシアのマニュファクチャの形成及び性格について、以前に一九三〇年代にも論争されたが、その後資本制的関係の起源の問題と結びついて、再び昨年、マニュファクチャの性格が研究者の関心を集め、一九四七一四年及び一九五一年に、論争に関連した一連の叢書が出版されて以来、この問題は未だ充分に議論を見出せばならない。

(6) Gorovoi, F. S., "O vol'nomnyom trade na Urale v

vtoroi chetverti XIX veka", (Voprosy Istorii, 1953, No. 3; str. 73) ウラルを鉱業の中心地とだけ考えてはいけない。一八六一年以前に既に非鉱業的工業も可成り沢山存在し、そしてそれは雇用労働者を広く使用して、資本主義化の途を徐々に辿りうとしていた。ウラルの鉱業においても、一九世紀の前半期に雇用労働者が使用されていた。ペルミ県では一八五〇年代に、鉱業では二〇—三〇%、非鉱業的工業では七〇—九〇%が雇用労働者で、平均するところ一〇〇%になつたといわれる。(Gorovoi, tam zhe, str. 80)

(7) これはいづれも、「資本論」(長谷部文雄訳)第一部、第三分冊、第十一章「農業」、第十二章「分業とマニュファクチャ」の項参照。

一 労働力について

商人のマニュファクチャは、ロシアにおいても、十七世紀に既に幾つか存在したが、十七世紀末から十八世紀初頭にかけての国家的需要の増大と、ピョートル大帝の経済政策の結果として、商人たちが工業經營に投資し始めたことと、また官営工場の民間払下げに関連して、一七二〇年代の初め頃から急激に増加していく。一六九六年から一七〇六年にかけて一一創設された官営マニュファクチャは、十八世紀の一〇年代に入つて次々と私的經營に払下げられたので、一七二五年には、軽工業については、官営マニュファクチャは三〇つだけになり、それに対しても私的マニュファクチャは三〇に殖えてくる。それらはピョートル大帝の産業保護政策に刺激されて形成されただけに、軽工業の最初のマニュファクチャの組織者は、いずれも宮廷に密接な関係をもつた人々(例えば、皇帝の炉焚き番のミリューーチン、大商人のボロニン、当時の政府の高官の一員だったメンシコフ侯など)であり、多かれ少なかれ特權的性格をもち、労働力としては多く農奴労働に依存したから、それらはいずれも「農奴制マニュファクチャ」の範疇に入れられることは論をまたない。しかし例えば商人マニュファクチャより少し遅れて、十八世纪中葉頃から急速に増大していく莊園マニュファクチャ(voschinnye Manufakturny)も農奴労働力に多く依存するのである。

るが、この場合は、基本的には自分の莊園内の農奴労働を一種の賦役として使用するのであるから、封建的土地位所有に基づく領主権から理解されるのであるが、商人たちの場合は本來領主権とは無関係な筈であるから、商人たちは如何なる権利によつて農奴労働を強制し始めたか問題となる訳である。

これについては周知のように、ペヨートル大帝は国家的要請に基づいて、一七二一年に商人マニュファクチャに対し

て非常に大きな特権を与えてくるのである。即ち「登録農民に関する法令」⁽¹⁾がそれであつて、商人たちは茲山参議会或いはマニュファクチャ参議会の許可をえさせすれば、貴族(Slyzakhetstvo 即ち dvoryanstwo)と同様に、その工場に農民の居住する部落を購入することが出来た。⁽²⁾この法令は貴族同様の特権として商人に与えられたのであつて、農民たちは、これによつて個々ではなくて部落全体として、商人個人ではなくてその工場に、買ひとられ登録(即ち縛縛)されたのである。この登録農民(priphystye Krest'jane)は形式上は農奴(Krepostnye)ではなかつたが、実際は工場付の農奴であつて、工場労働の根幹になつてしまふ。

又、一七二三年には、官営工場の払下げをうけた者は、そこに登録された農民を工場の建物や土地などと一緒に引受けることも許可され、こゝに所謂「占有マニュファクチャ」⁽³⁾が成立するのである。

「占有マニュファクチャ」は初め、土地、建物、時には

貸付金をさへつけた元官営払下げ工場が大部分を占め、工場への農民の買収及び登録の権利の外に、免稅權などさえもつていた。こゝに使用されてくる労働者は、初め政府によつて工場に強制的に登録された登録農民と、次いで法令に基づいて工場に購入された購入農民(Kuprennye Krest'jane)が大部分である。

「占有マニュファクチャ」の生産品目、その規格、品質、数量、製品の販売条件は工場側の管理に委ねられたが、農奴的労働者に対する工場主の権力は制限されており、労賃や労働条件は政府の統制・監督下におかれ、⁽⁴⁾工場主は労働者を工場のための作業にのみ使用し、他の仕事に使用したり、工場内で自分一個の所存で解雇したり出来なかつた。蓋し労働者は工場に縛縛され、工場と不可分の全体をなしており、工場は國家的使命を負わされてきたからである。工場主は生産規模を勝手に縮小することも出来なかつた。

占有マニュファクチャの特権は、同時に制約もあるのだが、これなしにはそれ自体存在しえなかつた点に、占有マニュファクチャの基本的矛盾があるのである。

一七二一年の法令は、貴族達の特権を犯すものとして、貴族側から非常な不満を買ひ、彼らの反対は遂に一七三六年の修正法令を発布せしめる。それによれば、農民を土地なしで購入するように修正してくる。しかし一七四四年には、三六年の法令が廃止されて、二二年の権利が回復され、この決定

は、四六年、四七年に夫々廢止されたり、また回復されたりした後、一七五二年には、機台一台当たり、工場付き農民の数が制限され⁽⁷⁾、六二年には、貴族でない者の農民購入権がまた禁止され、法律的にはペーパー・ヴェル皇帝がそれを解禁するまで続けられた。

この政策の頻々たる動搖は、実に貴族と商人の労働力獲得をめぐる闘争を反映したものであり、商人たちはこれらの諸法令の制限や禁止にも拘わらず、実際には農奴や土地を獲得して行つたと思われるが、こゝで注意しなければならないことは、商人たちが新しい社会関係を作り出すため闘つたのではなくて、たゞ旧い貴族の特権を自分たちにも拡大して適用させ、自分たちを自由の方へ導くのではなくて、特権の方に順化させるために闘つたという点である。マニュファクチャの労働力は分業を深め、協業を拡げる方向に本来むかわねばならないのに、商人たちは農奴の占有者となり、農民を農奴主的に收奪することによつて、その本来の進行を抑圧する方向に向つて、貴族と張合つていたのである。こゝにも亦、大きな矛盾がある。

個別的企业について、若干の具体的な例をあげれば⁽⁸⁾

(一) 一七二一年にシーモノフ・レオンチイ及びイワン(Simonov Leontii i Ivan)が、アラトルスク(Alatyrsk)郡、クナーエフ(Kunayev)村で、カモシカの革をなめる工場を作つたが、この村は世帯四八、男子労働者一五七名で、工場に登録された。

(二) ア廉布工場をもつてしたチモフエイ・フィラートフ・カラムィンエフ(Timofei Filatov Karamyshev)に、一七八八年、五つの世帯と二九人の水呑百姓をもつたトヴァルコーグォ(Tovarkovo)村が下賜された。

(三) ガルヂーニンとトウリノフ(Gardemin i Tulinov)のマニュファクチャでは一七四四年に、一〇の企業について、二八〇人の登録者がいたが、購入農民は一七五三年には未だなくて、一七六九年の調査によると、五つのマニュファクチャで

四、ドリーブロフ(Dryablov)のカザニのマニュファクチャでは、一七四四年の史料によると、九九一人の登録者がいたのに、購入農民は一七五三年に七五人、六九年に二三二人を数えている。このような例が実際には多いのである。

(四) マトヴェエフ(K. Matveev)のアティギリスク(Pulivsk)の羊毛工場には、一七四四年に、四六五七人の登録者がいたが、一七六九年の報告によると購入農民は二六三人数えられてくる。

これを要するに、大難把について、占有マニュファクチャの労働力の根幹をなすのは登録農民であり、彼らが主として工場労働に従事したこと、又、購入農民は十八世紀の半頃から普遍化してくることが解るであらう。

購入農民の企業種別分布と、その変遷を見ると、大よそ以下のようになる。

一七五三年の公式統計は不完全なものであるが、それによれば、マニュファクチャ参議会の指導下にあつた(つまり最も大規模な)三九の軽工業について見るに、購入農民は全部で男性九六一九名としわれ、このうち、五五九一名は亞麻布工場に属し、三〇六二名は紡工場に属し、羊毛工場では二工場について一三八名数えられただけであつた。その代り、羊毛工場では、一七四四年の統計によると、永久労働者(vechuno-oldamye)が七一七一名も数えられており、これが登録農民と一緒に、羊毛工場の労働力の中心になつてゐるのである。永久労働者としうのは、浮浪者、退役軍人、罪人、身寄りのない者などで、一七〇〇年、一七二一年、一七三六年の諸法令により、工場に送られて永久に托身された者であり、土地を持たず、手工業とも関連なく、経済的独立性を既に喪失してしまつた所謂ルンベン・プロレタリアートである。彼らは、嚴密にいつて奴隸でもなければ、農奴でもない。大変驚いたが、貨幣の形で賃銀をもらう。しかし新しい労働力の売買関係を確立しなし。

處で、一七五〇年代の終りには、マニュファクチャに購入された農民の数も、購入農民をもつ占有マニュファクチャの數も、一七五三年のそれと比較して、夫々二倍以上に殖えてゐる。即ち一七六九年の報告によつて、軽工業に關していくば、購入農民の数は二二二八六人に、それを使用する企業數は一二八に、夫々殖えてゐる。一七六二年に農奴を工場に購入する

ことが禁ぜられてゐることを考えると、この増加は殆んど五〇年代のものと推測される。羊毛工場の場合でも、購入農民の数は二六〇八名、それを使用するマニュファクチャの数は二一と、いずれも一七五三年にくらべると、約一九倍の激増である。亞麻布工業と製紙工業はこの頃統合されてゐることが多いのだが、こゝでは購入農民の数は五六二七名から一一四四四名に、それを使用するマニュファクチャの数は一六から五四と、いずれも約二二倍に殖えている。

購入農民を考える場合に注意しなければならないことは、第一にマニュファクチャに得られた農民は土地をもつてゐる者が多く、土地をもたない者は少なかつたということ、第二に、土地をもつた購入農民の六〇・九%は、実際には農業労働にとどまり、マニュファクチャの生産労働には使用されなかつたとしいう点である。

企業種別に購入農民中、土地をもたない者の比率をあげれば、次の通りである。(第一表参照)

即ち、一七六七年の統計によると、綿織工業部門では、四・三%のみが土地をもたない購入者であつて、實に九五%以上が土地をもつた人々なのである。

購入農民のうち、工場労働に従つたものは、一七六九年の統計によると、全部で八三三二一人で、全体の三九・一%に当り、残りは村落で耕作に從事してゐた。

第一表

1767年	購入農民をもつているマイニユの数	土地なき購入者をもつているマイニユの数	購入農民総数(A)	内地をもつた購入農民の数	内地をもたない購入農民の数	(B)に対する比率%
羊毛マニユ	20	8	2600	2499	101	3.9
綿マニユ	16	7	3630	3359	271	7.4
綿工場	3	3	92	—	92	100.0
亜麻布マニユ	34	18	11738	11427	311	2.6
計	73	36	18060	17285	775	4.3

企業種別比率は次の通りである。(第二表参照)

第二表によれば、ガラス工業と製紙工業の二部門では、購入農民の四分の三以上が工場で働いているが、一般には農村にいる購入農民の方が多いのである。

「その他の生産」のうち、リューミン(Ryumin)の針工場、グレベンシチコフ(Grebenshchikov)の陶磁器工場、シーモノフ(Simonov)のカモシカ鞣皮工場といった大企業三つは、合計一六九九人の購入者をもつてあり、そのうち農村にいるのは六六六人(三九%)であつたから、これらは例外に入る。残

第二表

	購入農民 総数	工場で働いた者		農村で働いた者	
		数	比率	数	比率
毛織物生産	2600	1341	51.6	1259	48.4
亜麻布生産	11874	3999	33.0	7875	67.0
綿布生産	3630	1217	33.5	2413	66.5
綿製紙	570	441	77.4	129	22.6
ガラスの他	233	185	79.4	48	20.6
計	2284	1084	47.4	1200	52.6
	21191	8267	39.0	12924	61.0

りの工場は大抵小さく、土地をもたない購入農民や雇傭労働を同時に使用して工場生産を行つた企業なのである。

一七五二年の法令が、機台の数に応じて購入者の最大限を規定した際、購入者の四分の一乃至三分の一を工場労働に使用するようとに、い条件を附けた意味は、右の事実を考えてはじめて明らかになるのである。この法令は一面、一七四〇年の工場調査によつて、多数の「ヒセ工場」(подознавательные)が発見されたことに対応した政策といわれるが、同時にまた、農民が農業から多數離脱することは、社会惡の根源だと考えられたので、これを予防する目的もあつて發布されたものであるが、裏からいふと、工場經營に与えられた特権を利用して、商人たちが既に地主に変貌していった事實を承認したものとも考えられる。

これを要するに、例えばヤスクワのマニアクチャアの所有者は大部分、労働して来たヤスクワ市民から成る上の土地であつたが、十八世紀後半におけることは、同時に地主や農業者、工場生産と農業生産を並行して經營しておらず、甚だしきものは工場經營を看板として、特権によつて土地と農奴を獲得しながら、農業だけを營んで、工場生産を全然行つてゐないものがあつたのである。マニアクチャアの段階における農業との分離が不完全なことは周く知られたところであるが、既に述べた数字などからしても、農村にて工場労働に従事しない購入者の数が意外に大きな比率を占め、農業乃至土地所有がマニアクチャアの存在にとつて、單に副次的なものではなくて、實に本質的な意味をもつてゐたことを確信せらるべきである。

註

- (一) 例えは、B. B. Kafengauz の計算によれば、十七世紀末のロシアには、マニアクチャア形式の冶金工場が二十一處いた。しかし国家的需要を確保しえず、品質のよい鉄が可成り沢山輸出され、鉄の輸入された。北方戦争(一七〇〇—一七一)の開始により、鉄の輸入が減少すると同時に、鐵に対する需要は反対に指数増大し、鐵の価格は二倍以上に騰貴した。Pavlenko, N. I., "K voprosy o rynke rabochei sily dlya metallurgicheskikh Manufaktur v 20-40-kh godakh XVIII veka," (Voprosy Istorii, 1952, No. 3, str. 99)
- (二) Voprosy Istorii, 1953, No. 11, Rezensii, str. 125

(三) Vilenskaya, E. S., "O Kharaktere Russkoi posessionnoi Manufakturny" (V. I., 1954, No. 2, str. 98)

(4) "Uzak o pokupke k zavodam dereven," 1716 | 這一の「Khrestomatiya po Istorii SSSR', Tom II, str. 26~27 124

(5) 熟練労働者を工場に誘導する経験は、十七世紀後半に既に見られた。一七一一年、三十六年の法令はかかる事実を法的に是認したものである。(Pavlenko, tam zhe, V. I., 1952, No. 3, str. 105)

(6) Lyschenko, P. I., History of the National Economy of Russia, to the 1917 Revolution, Translated by I. M. Herman, New York, 1949, P. 294.

(7) 現在の工場の工場はやや古風の感じ、生産の種類によるものである。多少の相異がある。

(8) Vilenskaya, tam zhe, (V. I., 1954, No. 2, str. 98—99.)

(9) 当時の工業統計が極めて不正確なのが普通である。統計上の不正確だけでなく、測定「工場」におけるものが必ずしも正確なものである。例えはマニアクチャアの数は、Golikov によれば一九五とある。又、Burnashov によれば一七六一年の工場数は九八四、一七九年には一一六一といふが、Semyonov の計算によれば一七六年には一一〇一、一七七年には一百七八とある。これが余りにも大きすぎる。且つ一七八〇年に出版した報紙によると Hermann は二〇〇〇以上の大きなマニアクチャアの工場があると、前二者の中間の計算を示す。(Lyschenko,

op. cit., pp. 302c.) 従つて労働者の数も大変まちがひだ。

一七五三年に圖する本稿引用の数字は Dm. Baburin, "Ocherki po Istorii Manufaktur-kollegii" (1939) が引用したものと雖に基づく。Vilenskaya が計算したのである。

- (10) Vilenskaya, tam zhe, (V. I., 1954, No. 2, str. 100).
- (11) Vilenskaya, tam zhe, (V. I., 1954, No. 2, str. 101).
- (12) 飯田誠「ロシア経済史」1111頁。

II 土地所有の意味

前節に述べたように、占有マニョフ・クチュアには、成立の当初から登録地や購入地があつて、土地所有は決して偶然的なものではなかつた。

モスクワ県のペレヤスラヴリ・リヤザンスキーヌのクレンコフ村 (v. selo Klenikovo Pereyaslavl-Ryazanskovo uezda Moskovskoi gubernii) のトロニコフ (Khlebnikov) の亞麻工場は、占有マニョフ・クチュアの極めて典型的なものであるが、これについて少し詳しく述べてみると、クレンコフ郷は一つの村とそれに合併された三九の部落から成り、十八世紀の初頭はドルゴルーコフ (S. P. Dolgorukov) のものであつた。農民はオブローリーを負ひ、一年に五一四ループリと、ライ麦一四ループリでフレブニコフに譲渡した。この時この郷には男性一七一〇人と女性一九四二人が數えられてゐる。フレブニコフはリューミン家の最後の数年間に八〇台を数えた機会を一〇〇台に殖し、そのうち一四〇台を運転させた。

リューミンがクレンコフ郷に亞麻工場を建てるために、その

郷を買つた。領主の農民は工場付き農民に變つた訳である。

一七六二年の第三回人口調査の史料によると、こゝには男性一八七八名が数えられてゐる。經濟は七三〇チャグロ⁽²⁾に分けられてあり、それは工場労働に從事するものと、農耕に從事するものと、二つの範疇に區別される。即ち、内の四二八チャグロは工場で働き、各々夫々一ループリずつのオブローリーを納めた。残りの三〇一チャグロは工場関係の仕事は一切しない、各々夫々四ループリずつのオブローリーを支払つた。

領主の直営耕作地ではなく、こゝでは土地はすべて農民の利用に委ねられていた。かくして工場主は同時に地主でもあり、一年間に八五六ループリと評価される労働者からの収益の外、一一〇八ループリのオブローリーを農民から徴集した。クレンコフ郷から取りたてたり、リューミンの収益は毎年二〇六四ループリと評価され、ドルゴルーコフ時代の約四倍に殖えており、當時の標準から見ても大変高しものだつたとしわれる。

一七七三年に、リューミンの子孫は、鉄工場や針のマニョフ・クチュアと一緒に、クレンコフの亞麻工場をも、一六万ループリでフレブニコフに譲渡した。この時この郷には男性一七一〇人と女性一九四二人が数えられてゐる。フレブニコフはリューミン家の最後の数年間に八〇台を数えた機会を一〇〇台に殖し、そのうち一四〇台を運転させた。

七五〇チャグロから労働の出来る一三三三一人中四一二人を

選んで、マニユファクチャに登録した。登録者の中には固定された労働者も臨時労働者もあり、彼らは貨幣の支払をうけた。一般に従来のオブローカ制度を廃して、その代りに、全チャグロに自分の保有地区から材木その他の建築資材などを用達・納入し、いろんな物品を運搬する義務を課し、それに代金を支払わなかつた。つまりオトラボートカ(Otrabotka)「雇役」制をとつた。しかし、その他に農民達は不定期に屠々肉や海や乾草や燕麦などで現物オブローカもとられ、貨幣オブローカも亦とりたてられ、額も不定であつた。

女はまた、紡績工として働かせられた。但しマニユファクチャにおいてではなくて、各自の家においてであつた。彼女たちは一週間の間に一〇フンドの亞麻屑を紡がねばならず、これに対する支払は六・二五カペイクより多くはなかつた。もし彼女たちが規準よりも少なく仕事をした時は、大抵の紡糸の場合は一フンド当り五カペイクずつ、亞麻の紡糸の場合には一フンド当り四カペイクずつ、支払から差引がれた。こういう労働条件の下では、従つて實際は無償で紡糸されることになるのである。

クレビコフの農民は家族労働で以て土地を耕し、夏の乾草刈の時は労働者の援助をうけた。後者はこの仕事に対しても報償をうけたもの、ようである。

家族内に女が一人しかいない場合は、彼女は家の仕事と工場の仕事を交替にしなければならなかつた。一反の亞麻布

を織り上げると彼女は家に帰り、他の女と替り、その女も同様に一反の亞麻布を織り上げると支払をうけて、最初の人と交替する。家の方の仕事には一人の男と女が残り、家族の若干名が工場で働いた場合もある。

以上述べたような労働者の外に、クレビコフの工場には、「屋敷の労働者」とよばれたグループも既に存在していた。彼らは分有地をもたず、領主から衣食を支給され、若干の頭割りの報酬をもらつて、例えば見張番や、ローソク作りの仕事をしたり、オサを作つたり、鍛冶屋をやつたりした。

これに對して雇傭労働はこゝでは殆んど存在しなかつた。工場のある段階の生産は自己の分有地、即ち、耕地や家畜やその他をもつていた農民によつて行われたのである。

クレビコフのマニユファクチャでは、既に述べたところから明らかのように、土地を占有し、その占有権に基づいて、リューミン家もフレビニコフ家も農奴的労働者を收奪したのである。但し、リューミン家の時代に実施されたオブローカ体系では、マニユファクチャに連携された農民は實際貨幣の支払をうけず、彼らに課されたオブローカを払うために仕事をした。この場合彼らの労働力の再生産の基本的な源泉となつたのは、土地の分有地であつた。

フレビニコフ家のオブローカ制度の廢止は、雇役制度への移行であり、それは一面から見れば分有地の意味を保存したが、他面からみれば貨幣支払が労働者とその家族の労働力を

再生產の源泉として分有地を未だ完全に駆逐しなかつたが、徐々に重要な役割を得て、分有地の役割を基本的なものから、次第に補助的なものに変えて行つたことは確かである。

又、リューミン家によつて取立てられたオブローグは毎年一〇六四ルーブリで、そのうち少しは労働者の給養のための出費によりむけられるとしても、大部分は毎年の収益であつた。マニュファクチャがもつてゐる若干の土地は、工場の不可欠の附属性物として役立つており、それからあがる封建的地代は、或る程度まで、資本制マニュファクチャとの競争に堪えうる可能性を占有マニュファクチャに与えたのである。蓋し占有マニュファクチャにおける労働力の購買は固定資本の増加を意味し、労働力に対する給与や支払は流動資本に含まれ、これらは結局、占有マニュファクチャの生産物の原価を、資本制マニュファクチャのそれよりも高じものにした。この間の対立と差額を調整しうめ合せるのが、土地からの、即ち農業からの収益なのである。土地所有の意味の第一がこゝにあるのである。

フレブニコフのマニュファクチャは占有マニュファクチャの比較的純粹な形なので割合に單純であるが、他の占有マニュファクチャの場合は、購入農民の農奴的收率は仲々多様である。例えば十九世紀に入つてからでも、占有マニュファクチャでは農奴の工場労働は農耕作業と半々交替であつ

た。この場合、工場に買われた部落は労働予備軍のブルーになつてゐるのである。マニュファクチャの經營者はこのブルーを利用して、或る程度まで、工業生産の規模を拡大したり、縮小したり、調整出来たのである。こゝに土地所有の第一の意味がある。

これらの外にも、工場付きの土地はなお重要な役割をもつてゐる。既に一部述べたところであるが、工場が土地をもつことは各種の資材や原料品を確保することにもなるし、また、労働者の賃銀乃至は報償を最低限まで引下げる事が出来るようになるから、この意味でも經營に一応の安定性を与えることになる。

註

(1) Vilenskaya, tam zhe, (V. 1., 1954, No. 2, str. 101—

103)

(2) Byaglo 「配偶家庭」。普通は、一七歳から五五歳迄の男子と五〇歳迄の結婚している婦人の夫婦を意味し、課税の単位である。しかし地主は、チャグローの中に既々若年者や独身者、七十歳迄の老人をも登録している。一般に地主經營の経済力乃至その收入は、チャグローによつて測定された。

(3) オブローグの平均は仲々出しにくいが、一七六〇年代には、一一ルーブリ、七〇年代には一二三ルーブリ、八〇年代には、四ルーブリ、九〇年代には、五ルーブリ、見当である。

(Lyashchenko, op. cit., p. 315)

三 占有マニュファクチャの發展

占有マニュファクチャ⁽¹⁾はそれ自体の中に、種々の矛盾を包藏しながらも、十八世紀の後半期において最盛期を迎えた。しかしこの時期に、国内だけに限つて見ても、二つの競争相手が現われて來た。第一は貴族たちである。

彼らは、商人たちが土地と農民を占有する特権を与えられたことに不満の意を表し、一面ではこの特権を制限乃至禁止すべく活躍したことは既に述べたところであるが、他面では、彼ら自身、所謂莊園マニュファクチャの經營を開始し、商工業上の分け前に与かるべく乗り出して來た。貴族たちのマニュファクチャは、自己の莊園内に産する原料品と、そこには住む殆んど無償の労働力を以て、特に毛織物工業、亞麻工業、製紙工業などで、非常な發展を示した。

第二の競争相手は、主として農村のマニュファクチャの形で登場してくる事實上の資本制的マニュファクチャである。これは、別稿⁽²⁾で既に論じたように、エカテリーナ一世の所謂産業自由政策を一つの契機として、急速な發展をとげ、十九世紀以降は、特に木綿工業で著しかつた。

占有マニュファクチャが、これら二つの形態のマニュファクチャと競争しなければならなくなつた時、競争に敗れて衰退するか、再編成することによつて更に生き延びるか、二者択一の立場に追いつめられた。再編成とは、農奴労働の外に

雇傭労働を使用することである。

十八世紀の末頃から、占有マニュファクチャはいずれも、生き延びるために、二つの矛盾する方法、即ち工業生産を封建地代によつて補強する方法と、雇傭労働使用の方法を、同時にとらうとした。占有マニュファクチャが雇傭労働使用を増加させようというのには、農奴労働の生産性が低いにも拘わらず、その割には価格や給養費が高くつくことが根本であるが、一面では一七六二年の法令が農奴購入を禁止したからでもあり、他面では、出稼ぎオブローグ農民乃至は、マニユファクチャが直接支配し、組織した家内労働者という形で、雇傭労働の源泉が確保され、労働市場が一段と拡大された結果である。

しかし、占有マニュファクチャが雇傭労働を部分的に使用し始めたからといつて、企業の性格が資本制的に變つたとはいひえない。雇傭労働の実態も問題であると同時に、雇傭關係の間にさえ、価値法則が充分貫徹しておらず、未だ經濟的強制下にある部分が非常に多いからである。しかしそともあれ、占有マニュファクチャでも、雇傭労働への推移の傾向が實際進んでいたから、一七九六年、バーヴェル皇帝が、商人の土地購入權を再び解禁しても、その法令は既に大した意味をもたなくなつていた。

而して、金属工業に強制的に徵集されてゐた永久労働者の緊縮期間を四〇年とする法令が、一八〇七年に発布される

(3) 羊毛工場にも類似の規定が間もなく拡がり、そこでは新しく購入される農民は二〇年経つと自由になることになつた。こういう決定は輕工業の他の部門にも拡大され、結局農奴購入が一八一六年にまた禁止されたが、負担のみ大きくて、収益性の少ない工場付き農民に対するは誰もはや何らの魅力ももたなかつたので、この法令も殆ど意味がなかつた。一八〇九年に、「今までに何者も農民を指示された法令に基づいて購うこと、即ち購入者を一定期間マニユファクチャに固着させることを申し出た者はない」と、内務大臣は報告している。

而して実際に肝心なのは、この頃から次第に占有マニユファクチャが活動を停止したり、縮小し始めていることである。統計にのついていても、実際には活動していない工場が現われ、また占有農民の数も十八世紀の半頃にくらべると可成り増加はしているが、非常な偏りが現われているのも注意すべきである。

一八三〇年代の企業種別の農奴労働者の統計をあげると、次の通りである。(第三表参照)

第三表の数字によると、工場付き農民は多く羊毛工業に集中されて行つており、而もその多くは登録農民であつて、購入農民ではなかつた。

又、一八三〇年代の占有マニユファクチャの土地所有に関する数字をあげてみると、こゝでとりあげられてくる一二〇年代の半頃に在続していた占有マニユファクチャの実に

第三表

	企業数	登録者数	購入者数	総計	企業当り平均労働者数
羊毛工場	27	12685	5846	18531	686
工布	11	1385	2099	3485	317
麻紙	43	1886	11234	13120	305
亞製	22	619	4303	4922	223
ガ針	12	485	1180	1665	138
更ギヤ	2	540	820	1360	680
そ	5	40	1885	1925	385
	10	4	200	204	20
計	132	17645	27567	45212	342

二の企業は、合計七八、七七八、五デー・シーチナの登録地と一ツつており、平均すると一企業当りの占有地は、一、七六七デー・シーチナであつた。このうち、羊毛マニユファクチャについでいと、二四の企業が全土地面積の四二・三%を所有しており、登録地が圧倒的に多かつた。つまりこゝでは登録農民の大部が土地に住んでいたのである。

亞麻工場では、四三の企業中三三の企業が土地をもち、こゝには三〇・三%が集中していた。これを要するに、一八三〇年代の半頃に在続していた占有マニユファクチャの実に

七六・五%が土地を占有してゐたといふわれる。

處で、十九世紀の三〇—四〇年代頃から、ロシアの産業革命が徐々に開始されて來、木綿工業などでは漸く機械の全般的使用が始つてくる。廉価な木綿製品がロシア市場に沢山現われてくるようになると、先ず亞麻工場などが、最初に最もひどい打撃を蒙り、資本制生産に対する農奴制生産の劣勢が誰の目にも明らかになつてくる。しかし占有マニーファクチャの所有者自身にとって、今更急に、生産の全形態や性格を変えることも出来なければ、労働力を減らすことも出来なかつた。

一八三七年、モスクワ県の工場主たちが、大蔵大臣に宛てた書簡は以上的事情を最もよく物語つてゐる。即ち「占有工場は以前には幾多の手工業部門のために職人を育成する養成所であつたが、現世紀に入つてからは、工場主にとつても、工場生産にとつても、負担の重いものとなつた。といふのは生産は機械と化学の改善によつて、以前とは全く一変したからである……」として、工場主たちは、工場に登録された農民をその能力の如何に拘わらず、工場の仕事に従事させる義務を負うてゐるが故にむしろ幾多の困難が生じてゐることを陳情しているのである。

他方この頃になると、農奴労働者も自分たちの労働に対する支払や、雇傭労働者との水平化を要求してくるし、企業閉鎖に伴う失業の悩みを愁訴したり、乃至はもつと積極的な闘争情勢が現れるのである。

争に立ち上つてゐる者も出てくる。こうして、農民暴動と並んで、この頃には工場労働者たちの運動も漸く注目を浴びてくる。企業家たちにとつて、農奴生産は、経済的には不利な、社会的には危険なものになつてくる。多くの工場主たちは占有農民にバスボートを与えて、他の工場にオブリーク稼ぎに行かせたり、また耕作の方に追いやつたりせざるをえないくなる。こういう時に占有地が工場主の労働力調整のために役立つたことは、前に述べたところである。

一八二〇年代に科学アカデミーが募集した懸賞論文の入選者フォーミン (A. Romm) の論文の主旨は、国民經濟の發展に関する、自由の原理こそ最も必要であると述べてゐるが、政府としても、工場主たちの要求を満足させ、国民的蜂起の危険を予防しようとして、一八二四年及び一八三五年の法令で、労働者の占有権を緩和することにし、また一八四〇年の法令で、農奴の部分的解放を許可せざるをえなくなる。

この法令は、占有マニーファクチャの農奴の占有又は廢止を、工場主の自由に譲り、また、賃銀労働者の雇傭を全面的に許すこととした。そして農奴を解雇する場合は、購入者乃至は永久労働者については、男子一人当り三六銀ルーブリの補償を政府から受取る。但し無償で国家から編入された者の場合はこの種の補償はないことを規定してゐる。この法令によつて、実際どの位解放されたか、充分な資料がないので不詳であるが、ツガン・バラノフスキイによれば、一八四〇

一五〇年の間に、一〇三工場で男子約二万人が解放されたといわれる。

一八四〇年の法令によつて、占有マニュファクチャは事実上資本制的企業に移行する前提を作ることを許された訳であり、既に幾つかの企業、恐らくは土地保有の少ない、比較的小規模な企業が資本制的マニュファクチャに再編成されて行つたと思われるが、而もなお、農奴制が未だ支配的である經濟体制下においては、こうした若干の譲歩や法令によつて、危機全般が解消されはしなかつた。多くの占有マニュファクチャの所有者にとつては、工場生産は延び悩んでゐるとしても、土地と農奴労働の占有が、収益の可能性を生み出るものと考えられ、こゝに根本的なジレンマがあつたからである。

この頃、占有マニュファクチャとして数えられた工場数は一五〇、實際は一四一であつたが、その三分の二以上に当る九七が廃止され、残りは一八六一年及び一八六三年の法令で農奴占有権が全く廃止される時まで存続した。廃止された工場のうち、五〇は既に實際活動していなかつたためであり、五は貸附銀行からの借金で、生産続行の力がやはり同様になくなつていたためであつた。これらの工場の大部分は、土地の保有量も、企業規模自体も比較的小さなものであつたといわれるが、中には三五〇—四五〇人の労働者をもつ比較的大きな企業で、雇傭労働をも使用しながら、借金のために

閉鎖されたものもあり、この中には、例えば、セルブホフ (Selbukov) のセリコフ (Serykov) の亞麻工場の如く、保有地が全然なく、農奴労働も少數で、むしろ雇傭労働に大きく依存してした工場も含まれていてことを考えると、占有マニュファクチャにおける土地保有の意義は予想以上に大きかつたといわねばなるまい。

しかし同時にまた、広い土地保有量と龐大な農奴をもつた工場が、強制労働の使用をやめて、自己の農奴を穀物耕作にだけ使つて、工場の方は雇傭労働者に切替えた例もある。十八世紀に既に士族化していた商人ヤコヴレフ (Yakovlev) 家はその例だが、こゝでは購入農民一一二三人のみを留めて、これを土地に移し、彼らからはオブローグを徴集する。そして從来工場で直接作業をしていた登録農民を解放して、代つて雇傭労働者を使用したのである。この場合、土地に移された農民から徴集されるオブローグは、工場の維持費に繰り入れられたのである。ヤコヴレフ家の場合は、一八四九年に国有地の借用をやめようとさえしていながら、土地保有の意味が全く消滅して了つた訳ではない。補助的ではあつてもやはり重要な意義をもつていた。

一八四〇年代に廃止された企業の保有地が、一企業当たり平均五九一デシチナとすると、一八六〇年代まで存続した企業の平均土地保有量は三、七四九デシチナとなり、前者の約六倍強であつたことは注目すべきである。

但し、後者のようなマニュファクチャの多くは、最後まで資本制工場には変りえなかつたので、一八六一年及び一八六三年の法令で、占有制が廢止されることになると、間もなく活動を止め、所有者の方は大部分地主に變つて行く。そしてこうじう占有マニュファクチャの労働者は大部分解放されて、任意に国有地農民になつたるものあつたし、市民階級に入り、そして恐らく大部分、ロシアのプロレタリアートの要員を補充することになつたのである。

註

- (1) ロシアのマニュファクチャにおいては、何百人の労働者を一つの工場に集中した形をとるのに、兵器廠の一部などを除いて非常に少なく、普通は、むろん個々の仕事小舎の統合といったような形態をとる。(しかし我が國で屢々使用される「分散マニュファクチャ」の概念とは違ふ) 形態といふ点からすると、官営マニュファクチャよりも私営マニュファクチャよりも大差なかつたらし。(Lyashchenko, op. cit., p. 288.)
- (2) 抽稿、「十八世紀中葉、ロシア農民層の分解に関する一考察」(社会経済史学、第二〇卷、第三号)
- (3) アレクサンドル一世は、屢々農民暴動の危険性を強調しており、これに対し自由主義的進歩政策をとらうとしていた。一八〇三年及び一八〇七年の法令で、農民を土地なしで個別的に解放するなどを禁じ、解放する場合は、土地をひけど、部落全体の農奴を一体として解放するようにと命じてゐるが、この線に沿う

だるむべある。

- (4) Vilenskaya, tam zhe, (V. I., 1954, No. 2, str. 105)
- (5) Vilenskaya, tam zhe, (V. I., 1954, No. 2, str. 105)
- (6) 佐田貞一「ロシア經濟史」11回目—11回大頁、註六参照
- (7) Lyashchenko, op. cit., p. 363.
- (8) 増田富寿、「十九世紀ロシアに於ける產業プロレタリアートの生成」(社会経済史学、第一七卷、第六号)
- (9) 一八四〇年の法令によつて解放された者が、その後どうなつて行くか。市民になつたり農民になつたりするだらうことは予想もさるが、そのまゝ同じ工場に雇傭された例も看過出来ない。
- (10) Vilenskaya, tam zhe, (V. I., 1954, No. 2, str. 107)

結び

ロシアにおけるマニュファクチャ時代のはじまりを何時頃におくかにつゝでは、少くとも異論がある。ヤコヴレフ(B. Yakovlev)等は一七世紀の二〇年代をそれと見なしてゐるが、リヤシチエンコ(P. Lyashchenko)等はペートル大帝の諸改革時代に、それを認めたとしている。而してザオーベルスカーヤ(E. Zauzerskaya)によれば、多少とも顕著な規模でのマニュファクチャ的大生産の出現は、一六三〇年代にすでに見られたが、マニュファクチャ生産の確立期は、ペートル大帝の治世であつたといふ。ともあれ、ペートル大帝の諸改革に伴つて、大小様々のマニュファクチャが沢山建設されたことは事実であり、本稿が取り上げてゐる占有マ

ニユーファクチュアも、この時代に成立したのである。

商人たちの手許には十七世紀頃までに、商業資本乃至高利貸資本という形態で、貨幣の集積は可成り進んでいた。これを産業部門に投下させるのがペヨートル大帝のねらいであり、そのために一番肝心な労働力を確保すべく、商人たちにいろんな特権を与えたのであり、また、例えは模範工場としての官営工場を創設しては、これを下げたり、資金の貸与を行つたりしたのである。それにも拘わらず最初の頃は、商人たちは必ずしも喜んで工業生産に参加した訳ではなかつたらしく。政府は、一七一年に、アンドレイ・トルカツィムバーリシチコフ (Andrei Turka-Tsimbal'shchikov) を代表者とする会社に、官営亞麻工場を払下げようとしたのに、この工場が実際に運転されたのは、やつと一七一八年になつてであつた。ということは、この間の事情をよく説明したものである。とはいえ、ナロードニキたちが苦つて考えたように、ペヨートル大帝が上から人為的にマニユーファクチュアを作つたと考うべきではない。マニユーファクチュア形成のための諸条件は、当時既に充分成熟していのであつて、ペヨートルはそれを結合し、調整しただけである。ペヨートルの富国強兵の考え方によれば、工業育成は正に国家的事業であり、工場労働も一種の「國家への奉公」と考えられ、かくて占有マニユーファクチュアに対しては各種の保護と規制を賦与した訳であり、資金の貸与についてみても、国家が資本構成に大き

な役割を果した事山である。但しつガン・バラノフスキイの計算によれば、件数も金額も特に大きなものではなかつたといわれるが、中には返還の必要のないものも沢山あつたことを否定すべくもない。

占有マニユーファクチュアは、前に述べたように、十八世紀の後半期に最盛期に達したが、十九世紀の前半期に入ると早くも衰退し始めるのは何故であろうか。

モスクワなどでは、ナボレオン軍の侵入によつて破壊されたものも多いが、外からの人為的な理由のほかに、内からの本質的な理由を忘れてはいけない。こゝにもまた、占有マニユーファクチュアの性格がよく現われているからである。

即ち、十八世紀の社会の生産諸力と生産関係に基づいて占有マニユーファクチュアを繁栄させた条件、換言すれば占有マニユーファクチュアに対する政府の上からの規制と特権賦与が、十九世紀の成長した生産力に適応せず、生産諸力のより一層の発展を妨げることになつた。もし具体的にいへば、労働市場が未だ狭く、労働力の商品化がないか、又は少ない状態、また、土地所有が副次的にもせよ、労働力再生産の可成り大きな役割を果しているような状態、加之、マニユーファクチュアの所有者が「所有者の権利」もしくは土地の封建的占有をもたなかつたため、労働者に対する所有も不完全であるような状態において、マニユーファクチュアの所有者が、強制労働を使用出来たのは正に國家権力の積極的協力、換言す

れば独占体制があつたからなのである。

その他にも、国家は原料源たる鉱山や森林などの利用を殆んど無償で、貸与の場合でも問題にならない低廉く、工場主に引渡しているし、関税は依然として高度を保持し、殆んど外国商品との競争を封じ、国内の独占的価格を保証したし、加うるに製品の国家納入の場合は、国内の平均価格よりも高く買い上げてもらつてることなどはこの例である。

こゝに占有マニュファクチャは幾多の内的矛盾を孕みながらも、また、非生産的労働をかゝえ、農奴制的生産関係を保持しながらも発展し始めた訳であるが、本来ツアーリズムは、農奴主的貴族の代弁者であつたから、商人の利益をはかると同時に、地主貴族の利害も調整しなければならず、貴族の要求に応えて、エカトリーナ二世の所謂産業自由の政策⁽⁸⁾が樹立されてくると、それに刺激されて、貨幣・交換経済が進展し、都市でも農村でも階級分化が促進され、広汎な消費物資の大衆的需要も起り、これらが資本制的マニュファクチャを一面で成立せしめてくる。こうして国内に競争勢力が形成されてくると、独占体系が壊れるため、占有マニュファクチャは忽ち内包した諸矛盾を露呈するのである。新しい競争に堪えられため、例えば生産費を下げようとしても、固定資本的性格をもつ厖大な農奴労働を維持していくには、仲々困難であるし、生産量を引上げようとしても、強制労働に主として依存する限り、急速には出来ないし、經營の重要な機能が政府の監

督下に握られていては、經營転換の柔軟性をも欠くことになる。一八四〇年の法令は、この点を幾分改善し、かくて再編成に成功した少数の企業は生き延びた訳であるが、他の多くは没落せざるをえなかつたのである。

それにもしても、占有マニュファクチャは、商品生産として市場の成長を促進し、部分的にもせよ貨銀労働者をも持つた大企業であり、労働者大衆を従属させる大資本を形成し、生産の集積度を高めた点において、やはり資本制マニュファクチャへの前提たる役割を果し、この意味では進歩的でありえた。

しかしながら他方では、生産の進歩のための衝撃を与えて、單に農奴主的收奪の強化にのみ全関心を奪われ、而して社会的・経済的分化を抑圧し、発達せる市場を要求しながら、なお且つ工業生産物の重要な消費者たるべき農民を農奴的貧困に留めることにより、その発達を妨げ、またこういう農奴労働に多く依存することによつて、資本の生産的蓄積の可能性を自ら遮断してこう。実にこういう点に、農奴制自体の頽廃と危機の基本的な原因があり、占有マニュファクチャも例外ではない。この意味で占有マニュファクチャは未だ封建的性格を脱しきれていない。かく考えてみると、占有マニュファクチャには旧い封建的生産諸関係と、新しい前進的生産力が結合されていることが明らかである。

而して旧い生産諸関係と新しい生産諸力との間に生ずる矛

盾が、占有マニアクチアの矛盾であり、これを打開するものは、当該生産内部における新しく生産諸力の一身の伸長のみである。そしてそれは正に占有権の廢止の方向をとる、更に農奴制全般の廢止につながり、占有マニアクチアが、特權をもたらす商人マニアクチアに切替つてはじめて、上からの資本主義化の途とつながつてゆくのである。而しこの過程は、資本制的マニアクチアが他方に必ず存在し、可成り発展してはじめて始めて、近く可能となるふるはうなやうなる。

註

- (1) リの時代に創られたマニアクチアは一般にコートルのマニアクチアとよばれ、大体、三つの種類、即ち(1)富翁マニア、(2)占有マニア、(3)莊園マニアと大別される。ノボロジイリヤ・リヤシ申科、op. cit., pp. 292—296. 及び、熊田貴一、前掲書、一五五頁以下参照。
- 十八世紀中葉以下になると、特權をもたらす商人マニアや、農民のマニアが產生し、事實上の資本制的マニアを形成する。
- (2) Vilenskaya, tam zhe, (V. I., 1954, No. 2, str. 97—98)
- (3) Lyashchenko, op. cit., p. 283.
- (4) 熊田富翁、前掲論文（社会経済史学、第一七卷、第六号）
- Lyashchenko, op. cit., p. 284
- (5) 十八世紀の前半期には労働者の移動は未だ大衆的な現象には

なつてゐなかつた。他の工場への合法的移動は、労働者の差意よりもむしろ工場主の發意に基いてくる方が多かつた。労働者の選択は、閉鎖された工場から出るのではなくて、誘惑や盗み出の形で行われるといふ多かつた。

(Pavlenko, tam zhe, V. I., 1952, No. 3, str. 109)

(6) ピョートル大帝の政策については本稿でも屢々述べている。アンナ女帝（一七三〇—四〇在位）の政策を例にとれば、(1)逃亡者の雇傭禁止をウラルで解除する。(2)農奴農民を購入する補助金を出す。(3)国有地農民の工場への登録。など。

(Pavlenko, tam zhe, V. I., 1952, No. 3, str. 119)

(7) 例えば、中央鉱業地区の企業家たちが原則として自己や鉱山を

ために地主 Lodyshenskii の土地を毎年五〇ルーブリで賃借した。I. I. Batashev は領主の税を毎年六〇ルーブリ宛てて賃借した。M. Mosolov は Borovskii 鎌道院に一五ルーブリ宛てて払い込み、M. S. Myslegorskii はその Myslegorskii 鎌道院を建てた。

(Istoricheskii Arkhiv, Tom IX, str. 136; Pavlenko, tam zhe, V. I., 1952, No. 3, str. 121; V. I., 1953, No. 11, Reisenzii, str. 128)

(8) 例えば、リツカーマニア女帝（一七四一—六一年在位）の時代に最も勢力あつた農臣 P. I. Shuvalov は白海、アストラハーン、カスピ海の漁業権を有し、北冰洋で海豹、歐洲などに関する事業を經營して成功していただが、Goroblagodat'sk の鉱山を九万ルーブルで払下げをうけた。彼は、トーネの銀（普通価格は一・七

ヲヨリ国庫に納入した。それに拘らず数年後には国庫に対する債務七五万ルーブリのかたとして国庫に戻してゐる。

(Lyashchenko, op. cit., p. 300)

(9) ハカティーナ一世の産業自由政策にば、例えば、高率保護関税、輸出入の若干の制限、新しい産業部門（例、木綿工業）発達のための外国人工業家の勝引、士族のみに酒造業を確保したことなどの形で、産業規制は独占体系が未だ残存していた。この頃ウタルの鉄は二五〇%、銑鉄は六〇〇%の関税で保護された。

(Lyashchenko, op. cit., p. 338)

(10) ハカティーナ一世の召集した法典編纂委員会（一七六七—一八）における商人階級の代表者が身分的特權を強調し、農民が商人収に従事することに反対し、又、農奴労働に対する商人の権利を主張してゐるが、彼等の危機の自覚の現われである。

(Lyashchenko, op. cit., p. 301. 飯田貞一・前掲書、11111—11112頁)

(11) Lenin, tam zhe, str. 330 邦訳レーニン「発達」（岩波文庫出版、下巻、7111頁）

(11九・九・二一七)

〔本稿は、西井克己氏名義、昭和二十九年度文部省科学研究費交付金による分担研究の一節である。〕